

令和5年度・6年度指名競争入札（見積）参加資格審査申請書の提出について  
【 随時受付分 】

日田市契約検査室 用度係

令和5年度・6年度に日田市が発注する物品の買入れ、製造の請負（工事の請負を除く）その他の契約に係る指名競争入札（見積）に参加を希望する方は、下記の要領を必ず熟読し、指名競争入札（見積）参加資格審査申請書並びに添付書類を提出してください。

記

1. 入札参加資格要件（日田市物品供給契約の指名競争入札参加資格審査要綱第2条抜粋）

(1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2)施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があつた後、2年を経過したものであること。

(3)営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有する者であること。

(4)申請書を提出した日において、継続して1年以上同種の営業を営んでいる者であること。

(5)市税並びに消費税及び地方消費税を完納している者であること。

(6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。

※(1)(2)及び(6)については、5・6ページを参照してください。

2. 受付期間

令和6年11月30日（木）まで（期限厳守）※土・日曜日及び祝日は除く

3. 提出先

〒877-8601 日田市田島2丁目6-1

日田市契約検査室用度係（TEL0973-22-8628【直通】）

4. 提出方法

持参又は郵送（不備事項なく受付した日が申請日となり郵送分も同様です。持参の場合は、申請内容を説明できるようにお願いします。）

5. 資格の有効期間

申請月の翌々月の1日から令和7年3月31日まで

6. 参加資格審査結果

決定後、ハガキにて通知します。

7. 提出書類

番号	書類の名称	法人	個人	備考
1	指名競争入札（見積） 参加資格審査申請書	○	○	【様式第1号】
2	指名競争入札（見積） 参加資格審査調書	○	○	【様式第2号】
3	使用印鑑届	○	○	【様式第3号】
4	委任状	△	△	【様式第4号】
5	代理店特約店証明書	△	△	【様式第5号】 (原本)
6	誓約書	○	○	【様式第6号】 (原本)
7	代表者身分証明書	○	×	法人：登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (写し可)
		×	○	個人：市区町村長が発行するもの (写し可) (本籍地の市役所で発行)
8	納税（完納）証明書 (現在までに未納の税額がないことが証明できる書類) ・市税については、原則として滞納のない証明書。 ・滞納のない旨の証明書が発行されない市区町村については、納税証明書でも可。 <u>※ただし、直近2年分提出</u>	○	○	市税（委任により営業所等で登録する場合は、 <u>本社及び営業所分の証明も必要となります</u> ） (写し可) ・法人：所在地 市区町村長発行のもの ・個人：居住地 市区町村長発行のもの  消費税及び地方消費税 (写し可) 所轄の税務署で発行のもの 法人：その3の3又はその3 個人：その3の2又はその3 ※消費税及び地方消費税の交付請求書は、国税庁ホームページよりダウンロード可能です。
9	営業等に必要の許認可書	△	△	(写し可)
10	その他必要な書類	△	△	カタログ、見本参考資料等

注) ○印は全業者提出 △印は必要な業者のみ提出 ×印は必要なし

## 8. 提出書類の記載要領

※使用印鑑届【様式第3号】を除き、押印の必要はありません。

### (1)指名競争入札（見積）参加資格審査申請書【様式第1号】

申請者氏名は、法人の場合は登記事項証明書に登載された代表権を有する者、個人の場合は現に営業している者です。

#### ア. 申請営業種目

申請営業種目は、別表の営業種目一覧表により選び1種目のみ記入してください。

営業品目欄には、自社で取り扱うことが可能な代表的な品目を記入してください。

### (2)指名競争入札（見積）参加資格審査調書【様式第2号】

#### ア. 申請者

申請者【様式第1号】の要領で記入してください。

#### イ. 委任代理人

代理人（支店長、営業所長、出張所長等）で本市と取引及び契約をする場合に記入してください。（本店代表者と直接取引及び契約を行う場合は記入しないこと。）

※実体のない架空の営業所等では、登録できません。

#### ウ. 振込先金融機関

- ・本市と取引する場合の振込先（金融機関）を記入してください。右詰にて記入。
- ・口座種別は該当番号を「○」で囲んでください。
- ・通帳名義には必ずフリガナを記入してください。

#### エ. 審査事項

- ・①と④は申請日現在で記入してください。
- ・②は、法人の場合、登記事項証明書に記載の金額を記入してください。
- ・③は該当番号を○で囲んでください。（消費税等の課税業者であれば○）
- ・⑤は直近の決算に係る金額又は過去1年間の額を記入してください。
- ・⑥は会社または個人で取り組んでいる環境保全活動について記入してください。

#### オ. 営業品目調書（必ず記入してください。）

業者選定の際に重要な資料となります。取り扱いのある物品名及びメーカーを全て詳細に記入してください。

申請書（様式第1号）の「1. 申請営業種目」で登録を申請した営業種目を含め、取扱がある商品は全て詳細に記入してください。

#### カ. 機械設備等調書（印刷業・製造業者用）

該当業種の方は必ずご記入ください。実際に設備されている機械設備のみ記入してください。

※虚偽記載のないようお願いします。

### (3)使用印鑑届【様式第3号】

- ・使用印鑑は通常の取引（見積、契約書、請書等）に使用する印鑑を届出てください。
- ・委任代理人で本市と取引する場合は、委任代理人が通常の取引に使用する印鑑を届出てください。

(4)委任状【様式第4号】

当市との取引を委任代理人（支店長、営業所長、出張所長等）に行わせる場合は、提出してください。

(5)代理店特約店証明書【様式第5号】

【様式第2号】の5. 営業品目調書で「代理店・特約店、その他の別」欄に「代」「特」を記入した場合は提出してください。同様の証明書がある場合は、当該証明書を提出してください。

(6)誓約書【様式第6号】

日田市暴力団排除条例に基づき行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。申請者が誓約ください。（様式第1号の申請者と同じです）

(7)代表者身分証明書

- ・法人の場合…登記事項証明書「法務局で発行のもの（写し可）」
- ・個人の場合…身分証明書「本籍地市区町村長にて発行のもの（写し可）」

(8)市税及び消費税納税（完納）証明書「市区町村長及び税務署発行のもの（写し可）」

○市税 法人の場合…法人市民税、固定資産税、軽自動車税等

個人の場合…市県民税、固定資産税、国民健康保険税等

※市税の証明は、委任により営業所等で登録する場合は、本社及び営業所所在地の市区町村の滞納のない証明を提出してください。

※滞納のない旨の証明書が発行されない市区町村については、納税証明書を直近2年分提出してください。ただし、市区町村に納める税は全て対象となります。

○消費税及び地方消費税（所轄の税務署） 法人の場合…「その3の3」又は「その3」

個人の場合…「その3の2」又は「その3」

※日田市発行の証明書を必要とされる場合の留意事項は別紙参照

(9)営業等に必要な許認可書

営業に関し、官公庁の許認可、資格等が必要な業種は提出してください。（写し可）

【営業等に必要な許認可書の参考例】

○薬品・医療器具類：毒物劇物一般販売業登録票、高度管理医療機器等販売業（賃貸業）

許可書、管理医療機器販売業届出済証、医薬品販売業許可証、

医療用具販売業届出済証、薬局開設許可証、毒物劇物農業用品目

販売業登録票、動物用医薬品特例店舗販売業許可証

○機 械 器 具 類：特定計量器販売事業届出書（計量関係）

○印 刷：植物油オイルインキ使用許諾契約書

○看 板：屋外広告業登録証

○雑 貨 類：毒物劇物販売業登録票（塗料関係）

○食 品 類：営業許可証（食品衛生法第21条、同第52条第1項）、小売業登録通知書（米穀関係）、酒類販売業免許（酒類）

○サ ー ビ ス：一般（産業）廃棄物収集運搬業許可証など

(10)その他必要な書類

カタログ、見本参考資料等提出可能な範囲で添付してください。

※その他

- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、身分証明書、市税並びに消費税及び地方消費税の納税（完納）証明書等は、申請月の前月1日以降発行のものを添付してください。
- ・書類は楷書で記入、インク・ボールペン等は黒を使用してください。
- ・申請事項の訂正は、2本線で消して訂正印を押印してください。修正液等は不可。
- ・ファイル綴じ不要です。提出書類は環境に配慮し、可能な限り両面印刷をお願いします。
- ・実体のない架空の営業所等では登録できません。実際に営業活動が行われていない場合は、事実確認のうえ、登録除外をすることがあります。

(参考)

◎地方自治法施行令【抜粋】

(一般競争入札の参加者の資格)

第一六七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

◎暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律【抜粋】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

別表：営業種目一覧表

番号	営業種目	営業品目
1	文具・事務機類	文房具類、机・椅子、書架・本棚、複写機・トナー、用紙類、OA機器類、キャビネット類、ロッカー類、その他
2	図書・教材類	図書、雑誌、学校教材、保育教材、映画フィルム、玩具、その他
3	楽器・体育用品類	各種楽器、レコード、CD、スポーツ用品、体育器具、その他
4	電気用品・器具類	家庭用電気製品、業務用電気製品、通信機器、放送機器、音響、照明、空調機器、その他の電気器具類
5	印鑑類	印章、ゴム印、回転印、その他
6	青写真焼付・写真用品類	現像、焼付、写真材料、カメラ、ビデオカメラ、その他
7	金物・荒物類	金物、荒物、日用雑貨、研磨（刃物）、その他
8	車輛類（修理を含む）	各種自動車、自動二輪、各種自動車部品、車輛修理、その他
9	燃料類	ガソリン類、潤滑油類、LPガス、その他
10	薬品・医療器具類	医薬品、医療機械器具、衛生材料、介護用品、試薬、工業薬品、農業薬品、その他
11	肥料・農薬種子・飼料類	肥料、飼料、種子、苗木、樹木、園芸用品、その他
12	被服・ゴム・布類	事務服、作業服、縫製品、靴、染物、寝具、室内装飾品、その他
13	木工類	木工品、家具木工製品製造、舞台大道具、その他
14	機械器具類	理化学機械器具、計測用機械器具、厨房・調理器具、その他各種機械器具類
15	原材料類	砂、砂利、碎石類、生コン、木材、建材、道路資材、その他
16	水道用品類	水道用品全般
17	印刷	活版印刷、オフセット印刷、タイプ印刷、その他の印刷・製本、その他
18	看板類	立看板、横断幕、標識板、その他

番号	営業種目	営業品目
19	記念品・貴金属・時計類	記念品、贈答品、貴金属、時計、その他
20	雑貨類	生花材料、塗料、その他
21	修理	ガラス、機械器具の修理、その他の修理
22	食品類	食料品全般、調味料、茶、その他
23	ゴミ袋	紙袋、ポリ袋
24	レンタル・リース	レンタル、リース、その他
25	消防・防災・防犯	消火器、消防用制服、防火ヘルメット、その他
26	企画・広告・イベント	映像音響ソフト制作、広告の企画制作、出版・翻訳、イベントの企画運営、その他
27	サービス	調査統計、計画策定、クリーニング、検査・分析、廃棄物処理、ソフトウェア・システム開発、その他
28	その他	その他（1～27 に該当がないもの）